

児童館 こどもの ひろば

9月の行事予定

- 西児童館 ☎(84)2321
 - ・ちびっこ広場 5日(金)
 - ・お月見会 8日(月)
 - ・いすとりゲーム 11日(木)
 - ・ちびっこ広場 19日(金)
 - ・手作りクッキング 22日(月)
 - 南児童館 ☎(84)3456
 - ・ドッジボール大会 3日(水)
 - ・お月見会 8日(月)
 - ・ママといっしょ 11日(木)
 - ・親子バレエ 13日(土)
- (母親クラブ主催)
- ・みんなでクッキング 17日(水)
 - ・ママといっしょ 25日(木)
 - ・りんごの皮むきに挑戦 29日(月)

みんなでクッキング ~南児童館~



7月14日、南児童館において「みんなでクッキング」を行いました。今回はみんなに人気のフルーツパフェでした。幼児はママと一緒に、小学生は子どものみでも参加でき、13組で楽しく作りました。パフェの器にアイスクリームやコーンフレーク、チョコレートのお菓子や家から持ってきたフルーツをきれいに飾りつけました。どれもとっても素敵なパフェが出来上がり、みんなでおいしく食べました。

そうめん流し ~西児童館~



7月19日、西児童館において母親クラブ主催による「そうめん流し」が行われました。幼児とその保護者、小学生まで約100名の参加があり、とてもにぎわいました。竹の中を流れてくる白いそうめんと赤いミニトマト、緑のきゅうりに歓声があがりました。はじめのうちはすくえなかったそうめんも、コツをつかむとだんだん上手にすくえるようになり、食べるよりもすくう方に夢中になっている子もいました。母親クラブの方をはじめ、中学生ボランティアの方々に厚く感謝いたします。

思いやりの心で明るい社会を 男女共同参画社会の実現に向けて…女性の人権

今日では、男女は平等であるべきだという考え方は広く浸透していますが、かつて女性は男性と比べ社会的に低い地位に置かれてきた時代が続きました。国連は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」、その翌年から10年間を「国連婦人の10年」と設定し、世界的に女性の地位向上を目指した活動を展開しました。そして1979(昭和54)年に女性の権利を包括的に保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)を採択しました。日本は、1985(昭和60)年にこの条約を批准しましたが、条約批准にあたり「男女雇用機会均等法」を施行(1986(昭和61)年)するなど様々な法的整備を行いました。

1999(平成11)年には「男女共同参画基本法」が施行され、これに基づき2000(平成12)年には「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この基本計画は、その後5年毎に見直され、様々な施策が推進されています。

一方、女性に対する暴力やつきまといに対処するため、2000(平成12)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)が、2001(平成13)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)がそれぞれ施行されました。

また、セクシャルハラスメント(セクハラ)は女性の権利問題としてよく知られるようになりました。1999(平成11)年に「男女雇用機会均等法」が改正され、セクハラ防止に関する配慮義務が、雇用主に課せられました。同法は2007(平成19)年4月、さらに改正され、雇用主はセクハラ防止についての必要な措置が義務づけられました。

それでも、男女共同参画社会の実現は進んでいません。背景には、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識などがあります。社会・文化によって形成された「期待される男性像」「期待される女性像」(ジェンダー)。社会的につくられた性別のこと。がこうした意識や性差別につながっている場合もあります。私たちには、男女それぞれ立場から真の「男女共同参画社会」の実現に向けて努力していくことが必要なのではないでしょうか。

(県庁人権冊子より抜粋)